

ラムを優先すること、②プログラムを遂行することによって利益を受けるグループから高い評価を得ているものであること、③援助を受ける団体には、広範な住民が実質的な代表として参加していること、④援助を受けるプログラムは、一般化、普遍化できるものであること、などが含まれる。

また民間団体が集めることのできる財源は、現在のインフレに対応しきれていない。ここに政府による援助の必要性がある。

民間団体に関する最近の傾向の一つとして、特定の目的と会員をもつものが増えていることがあげられる。またかつてのような慈惠的サービスを目的とするものから、相互扶助を目的の原則としているものが多い。したがって、インフォーマルなシステムを強化するうえで、民間セクターの意義は大きい。さらに宗教を中心とした伝導臭がなくなり、具体的な利益を追求しているのも最近の特徴である。

民間団体は、一般的には健全で活力にあふれている。公私のサービスが重複していることも一部にはみられるが、これには努力の浪費という消極的な面もある一方、特定のグループに対する集中的なサービスを可能にするという積極面も否定できない。また民間団体は、少なくとも5年に一度は、その設立目的に照らした活動総括を行なうことが必要であり、それとあわせて運営の質を高めることが大切である。

公的セクターによるサービスの拡大を推進する一方、「小は善なり」というサービスの地方分散の原則を内実化する努力に、民間団体も留意すべきである。

Lord Wolfenden, "The Future of Voluntary Organisations",
The Joseph Rowntree Memorial Trust and Carnegie
United Kingdom Trust, 1978.

(根本嘉昭 国際社協日本国委員会)

社会保障こぼれ話

失業保険の改正

(スイス)

この国の失業保険は、従来、各州の基準により、強制適用と任意適用を混合した形で実施されていた。かつて、連邦政府は全国的な基準を設ける法律を制定したが、憲法によって、全国的な基金を設けるのは阻まれてしまった。したがって、失業保険の基金は州と地方自治体、労働組合、および労使双方の協力する民間の私的な会社により設けられていた。また、制度は州によって異なるので、適用を除外される例も多く、適用率は比較的に低かった。

その後、1975年に制度は若干改善され、適用の拡大、給付の引上げ、受給期間の延長などが実現された。また、不況により任意加入者が増えたり、加入も奨励された。しかし、1976年6月でも、労働者3人に1人が加入していたにすぎなかった。政府は強制適用を実現するために、国民投票を行い、その結果、1976年6月13日の国民投票により、憲法の一部改正が承認され、暫定的な規定が1977年4月1日から実施された。

この法律により、失業保険は強制適用となり、労使双方はそれぞれ賃金の0.4%を拠出することになった。この賃金には、年額46,800フランの上限を設けられているが、この上限は1975年における製造業労働者の平均賃金(23,228フラン)の約2倍に当る。また、基金に十分な支払準備金が蓄積された場合には、上記の拠出率は引下げられることを予定されている。

ところで、給付の支給率は旧制度と同一で、単身者が賃金の65%，扶養

(9頁につづく)

の追加的な引上げを行なう。

第2に、職員年金部門の保険料率を17%から17.5%に引上げ、労働者年金部門と同一の料率とする。

第3に、ホワイト・カラー労働者／ブルー・カラー労働者比率の上昇によって生ずる、職員年金部門と労働年金部門の財政の不均衡を是正するため、上記の比率にもとづいて、前者から後者への直接的な財政の調整を行なう。

第4に、準備金に関する規定の改正である。従来の規定では、準備金の保有は、年間支出の1.5%とし、そのうち非流動資産（債券、長期の投資）が1.0%，流動資産が0.5%であった。改正では、非流動資産の保有義務を廃止し、すべて流動資産の形で準備金を保有することとし、また準備金の総額を、年間支出の7.14%（年14回払いの1回分相当分）に引上げた。

その他、財政面以外での改正は、次の2点である。

1つは、十分な年金の保障が受けられない者を対象として、1956年から1976年の間の未加入期間分について、年金権の購入を認めるというものである。保険料は、1月につき、男子1,000シリング、女子700シリングである。ただし、生活困窮者には減額が行なわれる。対象者は、(1)年金受給年齢未満、(2)健康者、(3)1956年から1976年の間に最低60カ月、または1939年から1978年の間に最低180カ月の加入期間がある者である。この年金権購入の選択ができるのは、何らかの事情で加入期間が不十分になった人である。たとえば、家庭に入ったため短期の加入で年金制度から離れてしまった主婦、臨時労働者、あるいは特別制度から一般制度へ移動した労働者などである。

いま1つは、受給延期による年金増額率の大幅な引下げである。従来の増額率については前述した通りであるが、改正によって、1年につき1.5%に引下げられ、しかも最高が3年で4.5%という増額の上限が設けられた。これは、高年齢労働者の退職を促進し、それによって若年労働者の失業問題を緩和しようという意図によっている。

Lois S. Copeland, Recent Social Security Developments in Austria, Social Security Bulletin, February 1978, pp. 46-51

（山崎泰彦　社会保障研究所）

（4頁より）

家族のいる者が70%である。しかし、後者には、扶養家族の1人目に日額6フラン、その他の扶養家族に1人当たり3フランの手当が加えられ、これらを加えた給付の最高額は賃金の85%に制限されている。給付の支給期間は、旧制度の90日から150日（55歳以上と廃疾には180日）に延長された。なお、この制度の給付を受給するには、失業前の365日間に150日以上の拠出が要求されている。この資格条件は約6ヶ月の拠出を求めており、既存の制度に加入していなかった者は、強制加入後6ヶ月間に給付を受給できないことを意味する。

本稿は次の資料の一部を参照した。

Impact of Recessions on Swiss Pension Program, Social Security Bulletin No. 4, Vol. 41, April 1978, pp. 29-35.

（平石長久　社会保障研究所）